




# 武蔵村山市

## 第五次男女共同参画計画

— ゆーあいプラン —

(令和7年度～令和11年度)

概要版



令和7年3月  
武蔵村山市

## 計画策定の趣旨

本市では、昭和60（1985）年に、女性の地位向上と男女平等に向けた取組を総合的に推進するため、「婦人問題解決のための武蔵村山市行動計画」を策定しました。

その後、男女共同参画社会の形成を総合的・計画的に推進するため、平成12（2000）年に第一次計画となる「武蔵村山市男女共同参画計画（男女YOU・Iプラン）」を策定し、以後、第四次計画まで策定を重ね、男女共同参画の推進に向けて様々な施策に取り組んできました。

第四次計画策定後も社会経済情勢は変化し続けており、特に令和2（2020）年以降の新型コロナウイルス感染症の拡大は、配偶者等からの暴力（DV）の増加・深刻化の懸念を顕在化させるとともに、雇用や所得などにおいて、特に女性に対して大きな影響をもたらしたことから、男女共同参画の重要性が一層高まっています。

第四次計画の計画期間が令和6（2024）年度をもって満了するに当たり、社会経済情勢や市民意識の変化等を踏まえ、本市における男女平等・男女共同参画社会の形成を更に推進するために、「武蔵村山市第五次男女共同参画計画（ゆーあいプラン）」を策定します。

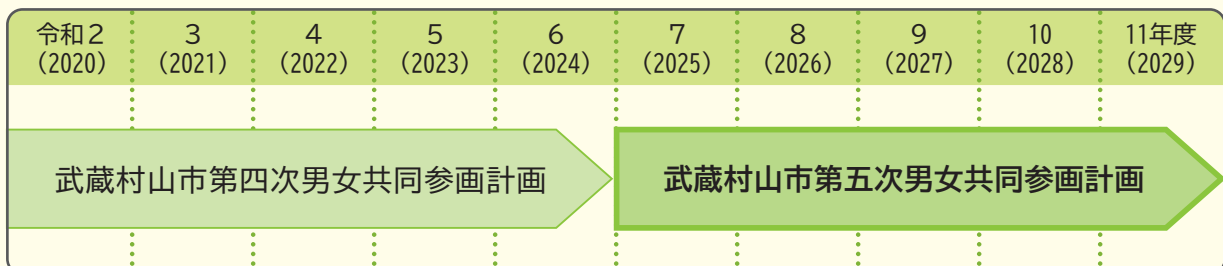
## 計画の位置付け

本計画は、以下のように位置付けます。

- 「武蔵村山市第五次長期総合計画」の個別計画として位置付けるとともに、関連する他分野の個別計画との整合を図ります。
- 男女共同参画社会基本法に基づく「市町村男女共同参画計画」に当たる計画であり、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）に基づく「市町村基本計画」、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく「市町村推進計画」の二つの計画を包含しています。

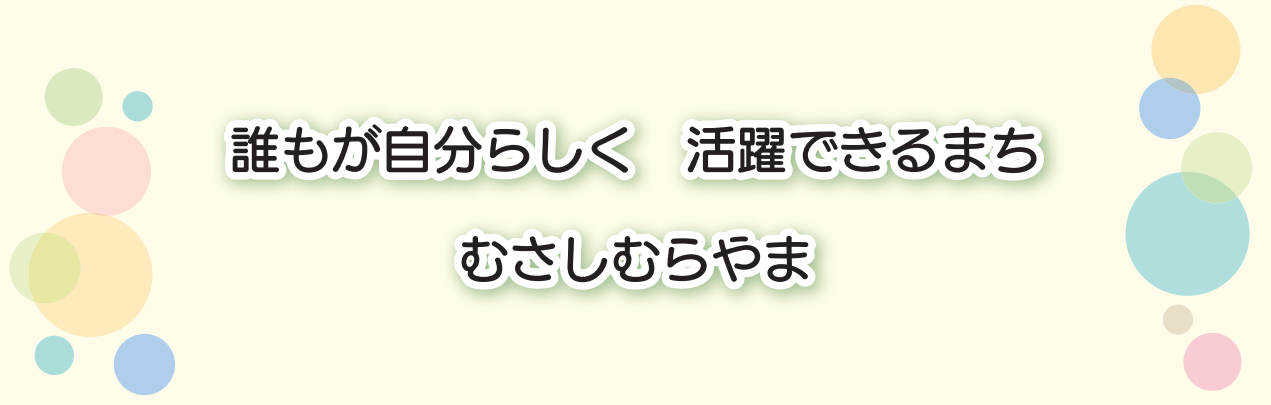
## 計画の期間

本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とします。



## 基本理念

性別、年齢、職業、働き方、障害の有無、家族形態、国籍、性自認・性的指向等、様々な違い(多様性)にかかわらず、個人として尊重され、仕事・地域・家庭生活などあらゆる場面で、個性と能力を十分に発揮できる市を目指し、本計画の基本理念を以下のように定めます。



誰もが自分らしく 活躍できるまち  
むさしむらやま

## 基本目標

基本理念を実現するために、以下の四つの基本目標を掲げます。

基本目標 1 : 男女平等の実現に向けた意識の向上

基本目標 2 : あらゆる暴力・ハラスメントの根絶  
【DV防止基本計画】

基本目標 3 : 女性活躍の推進とワーク・ライフ  
・バランスの推進 【女性活躍推進計画】

基本目標 4 : 誰もが安心して暮らせるまちづくり

# 計画の内容

## 基本目標 1 男女平等の実現に向けた意識の向上

男女平等の実現は、家庭生活の場や職場、学校教育の場のほか、政治、しきたり等を含め、あらゆる場面において、男女共同参画を推進していく上で不可欠なものであり、人権が尊重される社会の実現にもつながるものです。固定的な性別役割分担意識や性別に関する偏見・固定観念、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向けて、また、多様な性の在り方への理解を深めるため、学校教育をはじめ幼少期から人権尊重を基本とした男女平等の考え方を普及するとともに、市民に分かりやすい周知や広報を行うことが重要です。

### 主要課題① 男女平等の意識づくりと固定的な性別役割分担意識の解消

男女平等・男女共同参画を推進するため、男女とも様々な世代において固定的な性別役割分担意識を解消するための取組を進めるなど、男女平等の意識啓発、男女共同参画を推進するための施策・事業を展開します。

施策	主な事業（★は重点事業）
① 男女平等の意識啓発	★男女平等に関する各種情報の提供・発信 ●男女共同参画週間事業の実施 ●家庭内での男女平等意識の推進 ★学習機会の提供の充実
② 学校における男女平等教育の推進	●人権教育の推進 ●教職員研修 ●男女平等の視点に基づく進路指導の充実とキャリア教育の推進

### 主要課題② 性の多様性の尊重

それぞれの性を尊重するとともに、性の多様性を取り巻く人権課題等について、市民の正しい理解と配慮を促すため、性についての認識を育てる学習の充実や性自認・性的指向に対する正しい知識の普及、東京都パートナーシップ宣誓制度の周知と当事者への支援を推進します。

施策	主な事業（★は重点事業）
○ 性の多様性の尊重と理解の促進	●年代に応じた性教育の推進 ★性の多様性に関する理解の促進と当事者支援の推進 ●小・中学校における個別的支援

## 基本目標2 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶【DV防止基本計画】

暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題の一つとなっています。DVや性暴力・性犯罪は被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼします。また、各種ハラスメントは、働く場や教育の場、地域社会など、様々な場面で発生する可能性があることから、市民一人一人があらゆる暴力・ハラスメントを許さない意識を持つことなど、暴力・ハラスメントの根絶に向けた取組の充実が求められます。

### 主要課題① 配偶者等からの暴力防止と被害者支援

DVや性犯罪・性暴力、ストーカー行為等、暴力の防止に向けて、広報・啓発を推進します。また、庁内の各課や関係機関と連携を強化し、被害者の早期発見と安全確保に取り組むとともに、電話相談やインターネット等を活用した多様な相談窓口の周知に努め、性別にかかわらず誰もが相談しやすい体制づくりを進めます。

施策	主な事業（★は重点事業）
① 人権尊重と暴力防止に向けた意識啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>● DVの防止に向けた広報・啓発</li><li>● 若年層に対する暴力の防止に向けた教育の推進</li><li>★あらゆる暴力の根絶に向けた広報・啓発の推進</li><li>● メディア・リテラシーの育成とネット上での人権侵害の防止に向けた啓発の推進</li></ul>
② 早期発見と暴力被害者への支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● 相談業務の充実</li><li>● 健診等による被害者発見時の対応</li><li>● 被害者の安全確保</li><li>● 特に支援を要する様々な被害者の安全確保</li><li>● 子どもがいる家庭に対する支援</li></ul>
③ 連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"><li>● 庁内連携及び関係機関との連携の推進</li></ul>

### 主要課題② 各種ハラスメントの防止と被害者支援

ハラスメントは個人の尊厳を傷つける不当な行為であることから、事業所におけるハラスメント防止への対応の必要性を周知・浸透させるための意識啓発を行うとともに、事業所以外の場におけるハラスメントの防止に向けた取組と相談体制の充実に努めます。

施策	主な事業（★は重点事業）
① 各種ハラスメントの防止に向けた意識啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>★あらゆるハラスメントの防止に向けた広報・啓発の推進</li><li>● 庁内等におけるあらゆるハラスメント対策</li></ul>
② 早期発見と各種ハラスメント被害者への支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等の被害者支援の充実</li><li>● 庁内等におけるあらゆるハラスメント苦情相談・苦情処理体制の充実</li></ul>

## 基本目標3 女性活躍の推進とワーク・ライフ・バランスの推進 【女性活躍推進計画】

働く女性や共働き世帯が増加する中、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とした「女性活躍推進法」が施行され、本市においても働く意思を持つ女性が、個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍できるまちづくりが進められています。柔軟で多様な働き方や、男性の家事、子育て、介護等への積極的な参画など、性別にかかわらず誰もが仕事・家庭・地域に参画することを可能とするワーク・ライフ・バランスの一層の推進が求められています。

### 主要課題① 女性活躍の推進

女性一人一人が、ライフステージに応じて自分に合った働き方を選択することができ、希望する働き方で職業を持つことができる環境を整えるとともに、男女が共に職場での意思決定過程へ参画していくことにより、女性の活躍を推進します。

施策	主な事業（★は重点事業）
① 女性の活躍の場を広げるための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>★女性の復職・再就職等に向けた支援</li> <li>★女性リーダーの育成</li> <li>●女性の起業に関する情報提供・支援</li> </ul>
② 意思決定過程への女性参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>★各種審議会等への女性の参画促進</li> <li>●市役所における女性管理職登用の促進</li> <li>●広聴機会の充実</li> </ul>

### 主要課題② ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスの実現・推進に向けて、企業側の両立支援を促進するとともに、企業側・働く側双方の働き方についての意識の変革をもたらすような取組の推進や、男性が家事・育児・介護に主体的に関わることができるようになる実践的な知識や情報の発信に努めます。また、市民が利用できる子育てや介護に関する各種制度やサービスについて、必要なときに必要な情報を得られるよう情報提供を行います。

施策	主な事業（★は重点事業）
① 男女がともに働きやすい職場環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●就労環境の見直し推進に向けた啓発</li> <li>★ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定</li> </ul>
② 市民のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発</li> <li>●仕事と育児・介護の両立に向けた各種支援</li> </ul>
③ 男性の家事・育児・介護への参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男性の意識改革に向けた講座の開催</li> <li>●男性の育児・介護休業取得に向けた啓発・支援</li> <li>★育児休業・介護休暇取得に向けた環境づくり</li> </ul>

## 基本目標4 誰もが安心して暮らせるまちづくり

男女平等・男女共同参画社会の形成の取組は、様々な地域コミュニティにおいても浸透させていくことが重要です。また、防災・復興に係る意思決定の場での女性参画を推進することも重要となっています。併せて、日常生活における自立や社会参画を行う上で様々な制約を受けやすい状況にある人が、それぞれの能力を發揮し、安心して暮らすことができる環境を整備することや、男女双方の健康課題に対する理解とそれぞれの特性に応じた健康づくりへの支援が求められています。

### 主要課題① 地域社会での男女共同参画の推進

慣習やしきたりにとらわれず、誰もが活動の担い手として参加しやすい環境づくりを進めるとともに、性別にかかわらずリーダーシップを發揮できるように取り組みます。

施策	主な事業（★は重点事業）
○ 地域における男女共同参画の促進	● 地域活動における男女平等の啓発 ★ 男女共同参画の推進を担う地域の団体等との連携 ● 地域活動への支援

### 主要課題② 防災分野での男女共同参画の推進

平常時から男女共同参画の視点を踏まえた防災対策に取り組むとともに、固定的な性別役割分担意識にとらわれず防災活動に取り組む人材の育成に努めます。

施策	主な事業（★は重点事業）
○ 防災分野への女性参画の促進	● 消防団、自主防災活動への女性の参画促進 ★ 女性の視点等を反映した避難所運営の推進 ● 女性の視点を踏まえた防災訓練・イベントの開催

### 主要課題③ 誰もが安心して生活できる環境の整備

ひとり親家庭や高齢者、障害者、生活に困窮している人、外国人住民等、日常生活における自立や社会参画を行う上で様々な制約を受けやすい状況にある人が、生涯を通じて、身近な地域で安心して生活を送ることができる環境の整備に取り組みます。

施策	主な事業（★は重点事業）
① 様々な困難を抱える人への支援	● ひとり親家庭や生活に困難を抱える世帯への支援の充実 ★ ケアラーへの支援の充実
② 多文化共生の推進	● 国際交流の推進と国際理解の促進 ● 外国人住民の暮らしへの支援

### 主要課題④ 生涯にわたる健康支援

男女が共に互いの性差やライフステージ・ライフコースに応じた健康について理解を深めつつ、生涯にわたって健康を維持・増進していくことを支援するための総合的な取組を推進します。

施策	主な事業（★は重点事業）
① 妊娠・出産への切れ目のない支援	★ 妊産婦のための相談体制の充実 ● 特に支援を要する妊産婦等への支援 ● 母子のための健診・健康相談の充実
② 性差・年代に応じた健康づくりの支援	● 疾病の予防と健（検）診事業の充実 ★ 心とからだの健康づくりの推進 ● 高齢者の健康づくりへの支援

# 計画の推進に向けて

## 計画の推進体制・連携体制

### (1) 連携による計画の推進

施策を効果的に展開するとともに、あらゆる分野において男女平等を実現し、男女共同参画を推進するため、各事業担当課において庁内連携を図りつつ本計画に掲げる各事業に取り組むとともに、市民、市内事業者、関係機関等と連携・協働して、本計画の着実な推進を図ります。

### (2) 男女共同参画センター「ゆーあい」の浸透

男女共同参画センター「ゆーあい」は、本市の男女共同参画事業推進の拠点として、男女平等や男女共同参画に関連する普及啓発事業において中心的な役割を果たすことから、誰にも身近な施設となるよう周知・情報発信に努め、市民への浸透を図ります。

#### 男女共同参画センター「ゆーあい」

男女共同参画やダイバーシティの推進に関する情報及び学習機会の提供、資料・図書の展示や貸出し、相談事業等を行うほか、性別や世代に限定されない多様な人々とつながるきっかけとなるイベントなどを開催しています。

住 所：武蔵村山市緑が丘1460番地都営村山団地1111号棟1階

電 話：042-590-0755

開館時間：午前9時から午後10時まで（休館日：第1月曜日・年末年始）

男女共同参画センター「ゆーあい」ホームページ▶



### (3) 情報発信の強化

各事業の実施に当たっては、適切な手段を選択し、積極的かつ効果的な情報発信に努めます。

## 計画の進行管理

本計画に掲げた事業については、PDCAサイクルに基づき、進行管理を行います。各事業担当課は、毎年度、各事業の進捗状況について自己評価を行い、各事業の着実な進行を図ります。

各事業担当課による自己評価の結果は、「武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会」に報告するとともに、同委員会の意見を付して、市ホームページ等で公表します。

発行年月	令和7年3月
発 行	武蔵村山市
編 集	武蔵村山市協働推進部協働推進課 〒208-8501 武蔵村山市本町一丁目1番地の1 TEL 042(565)1111(代表)